

# 《鹿児島県の最低賃金》

～みんなチェック！ 最低賃金。～

## ★ 地域別最低賃金

|              | 時間額                                   | 効力発生日                 | 適用範囲  |
|--------------|---------------------------------------|-----------------------|---|
| 鹿児島県<br>最低賃金 | <b>821円</b><br>【令和3年10月1日<br>までは793円】 | <b>令和3年<br/>10月2日</b> | 鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。<br>ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。 |

## ★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

| 産業名  | 時間額   | 効力発生日   | 適用範囲   |
|--|---|---|--|
| 電子部品・デバイス・<br>電子回路、電気機械<br>器具、情報通信機械<br>器具製造業<br>(医療用計測器製造<br>業を除く、ただし心電<br>計製造業は含む) | <b>815円</b><br>【令和3年10月2日<br>から鹿児島県最低賃<br>金額821円以上の支<br>払いが必要です。】 | <b>令和2年<br/>12月27日</b>  | 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます)<br>① 18歳未満又は65歳以上の者<br>② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>③ 次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて<br>行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、<br>鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち<br>流れ作業の中で行う業務を除く。)<br>ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又<br>は取りそろえの業務 |
| 自動車(新車)<br>小売業   | <b>847円</b>   | <b>令和2年<br/>12月24日</b>  | 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます)<br>① 18歳未満又は65歳以上の者<br>② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者  |
| 百貨店、<br>総合スーパー   | <b>821円</b><br>【令和3年10月1日<br>までは793円】                             | 左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありません。<br>このため、 <b>令和3年10月2日から<br/>鹿児島県最低賃金821円</b> 以上の支払いが必要となります。 |  |

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>